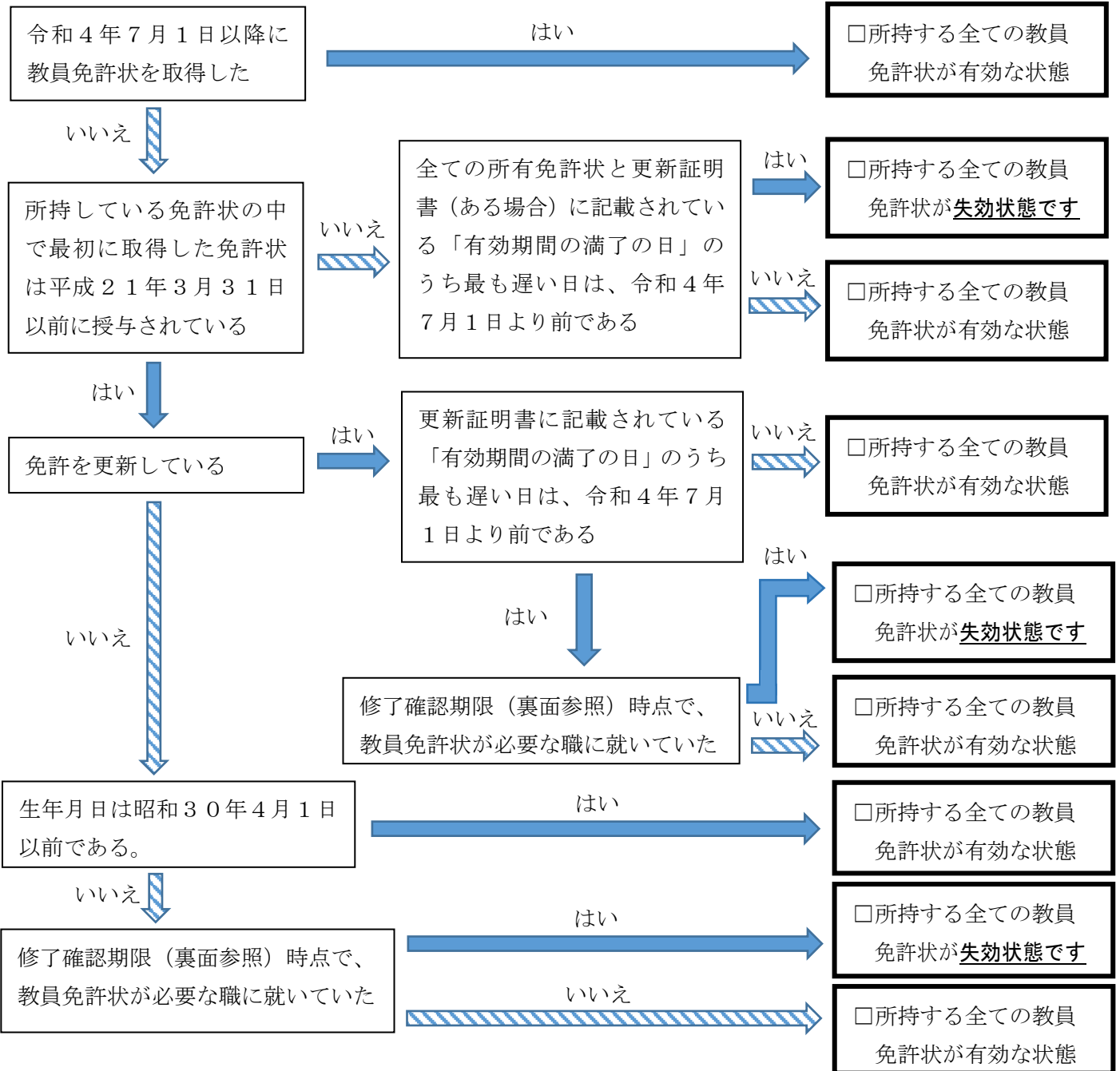


## 教員免許状の確認について

1. あなたはこれまでに、教員免許状が失効または取り上げられたことはありますか。

- ある（理由： \_\_\_\_\_ ）  
ない

2. 令和4年7月1日に免許更新制度が発展的に解消しましたが、現在のお持ちの教員免許状が有効か、以下のフローチャートにより確認し、該当する項目に☑してください。



3. (臨時免許状所持者のみ) 以下を記入してください。

発行権者	※京都府教育委員会が発行したもののみ有効
有効期限	※有効期限は発行日から3年間

上記のとおり確認し、相違はありません。

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

(栄養教諭免許状以外の旧免許状を持っている場合)

### 最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日